

# 令和2年度における補助金の見直し検討状況

令和3年2月

財政担当部

## 目 次

1 . 令和 3 年度当初予算（案）における補助金の状況	1
2 . 補助金の見直し検討状況	4
【令和 2 年度における補助金見直し検討状況】	
（ 1 ） 交付基準等の変更	
補助対象範囲の見直し	6
制度改正等への対応	9
対象の整理・明確化	12
（ 2 ） 廃止	
令和 2 年度末までに廃止のもの	15
（ 3 ） 新設	
令和 2 年度末までに新設のもの	17
令和 3 年度に新設予定のもの	20
補助金の見直し等に係るガイドライン	22

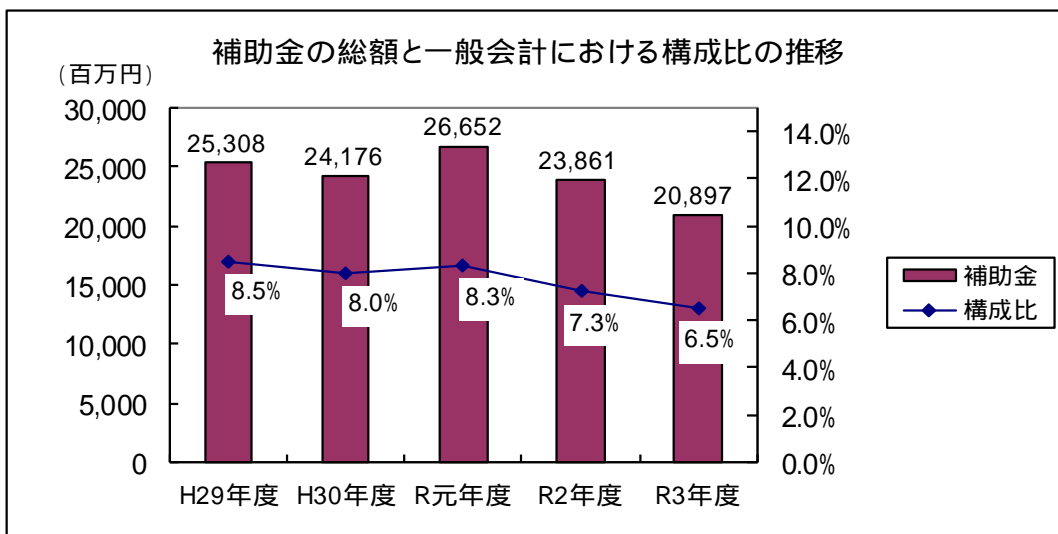
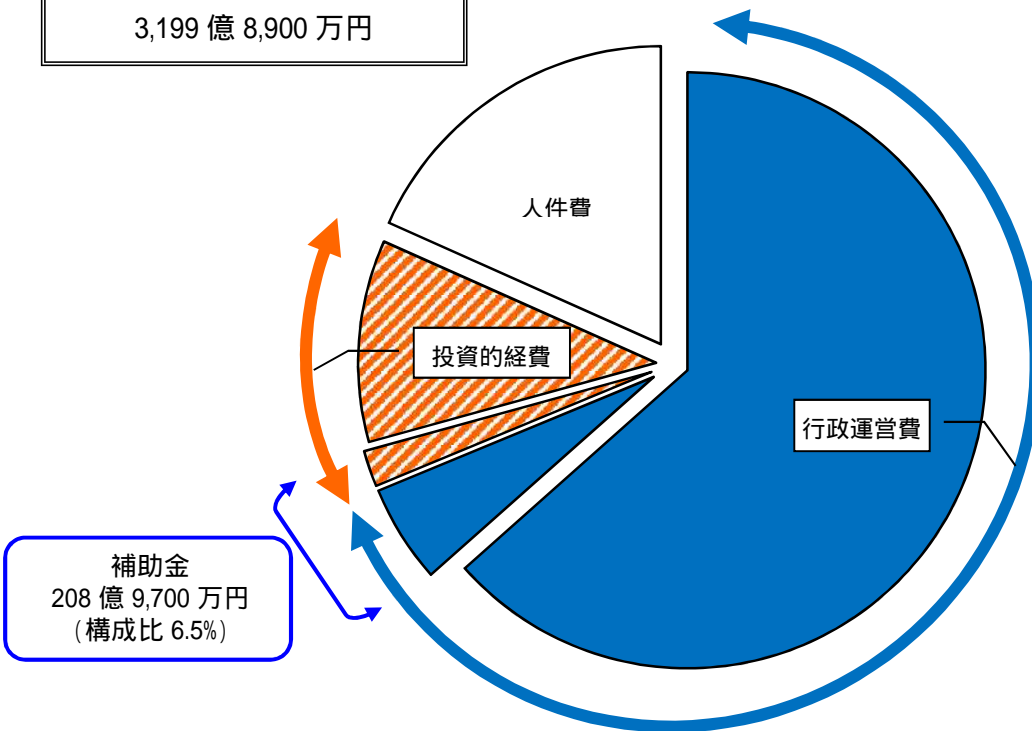
\* 本資料中の所管名は、令和 2 年度の組織名称（略称）です。

# 1. 令和3年度当初予算(案)における補助金の状況

令和3年度当初予算における補助金の件数は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う補助金の新設など、令和3年度新設予定の6件を含め、317件となりました。また、予算額では前年度比で12.4%、29億6,300万円減の208億9,700万円となりました。これは、認可保育所設置促進・サービス向上支援事業等にかかる補助金が減となったことなどによるものです。

一般会計における補助金の構成比や推移については、以下のとおりです。

令和3年度一般会計予算(案)  
3,199億8,900万円



一般会計歳出予算（補助金）一覧（款別）

(単位:千円)

款	令和2年度 当初予算額	構成比	令和3年度 当初予算額 (案)	構成比	増減	増減率
総務費	2,785,728	11.7%	2,577,872	12.3%	207,856	7.5%
民生費	17,071,472	71.5%	14,741,509	70.5%	2,329,963	13.6%
環境費	31,437	0.1%	57,572	0.3%	26,135	83.1%
衛生費	253,087	1.1%	274,303	1.3%	21,216	8.4%
産業経済費	1,587,067	6.7%	1,662,991	8.0%	75,924	4.8%
土木費	2,097,483	8.8%	1,543,480	7.4%	554,003	26.4%
教育費	34,272	0.1%	39,408	0.2%	5,136	15.0%
合計	23,860,546		20,897,135		2,963,411	12.4%

事業別の主な増減額（前年度当初予算比）

【減要素】

- ・世田谷区認可保育所設置促進・サービス向上支援事業補助金  
1,312,581 千円（ 1,759,499 千円）
- ・世田谷区認可外保育施設新制度移行支援事業改修費等補助金  
349,362 円（ 541,629 千円）
- ・世田谷区保育室運営費補助金  
63,332 千円（ 344,719 千円）

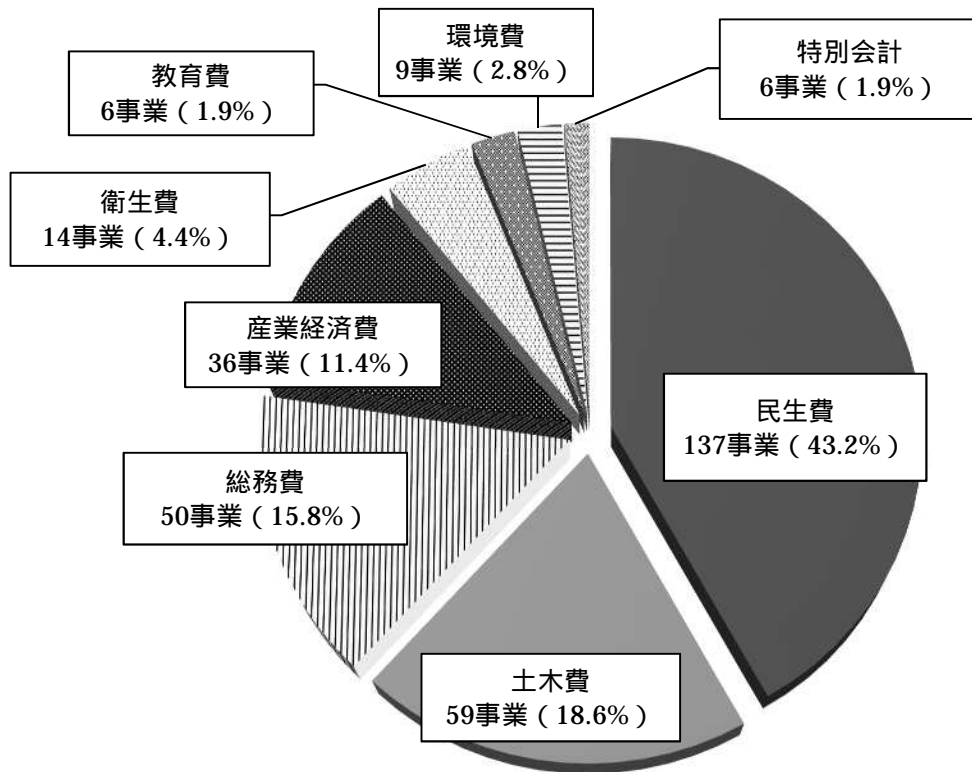
【増要素】

- ・地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金  
881,533 千円（ + 502,385 千円）
- ・（仮称）区立特別養護老人ホーム等の民営化に伴う運営費補助金  
339,811 千円（ + 339,811 千円）
- ・世田谷区幼保連携型認定こども園整備事業補助金  
295,024 千円（ + 164,453 千円）

## 補助金の款別事業数内訳・財源別事業数内訳

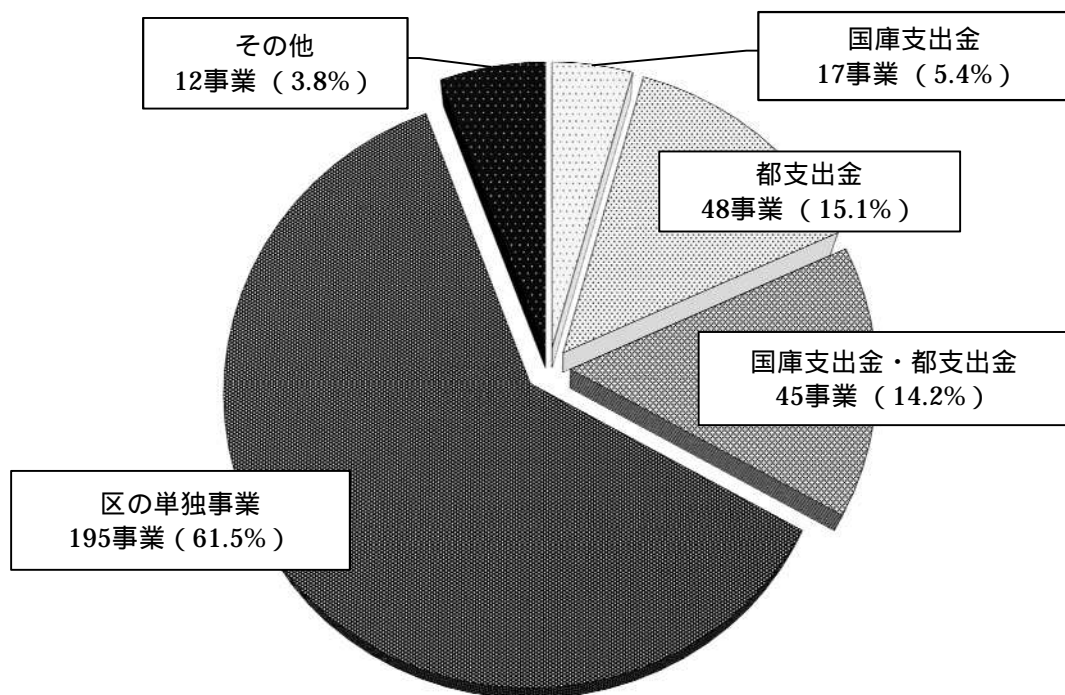
### 款別事業数内訳

・各補助事業を款別に分類しました。



### 財源別事業数内訳

・主な特定財源別に分類しました。



## 2 . 補助金の見直し検討状況

### これまでの取り組み

補助金の交付にあたっては、公益上必要であることが認められ、広く区民から納得が得られることが重要です。

世田谷区では平成 16 年度以降、「補助金の見直し等に係るガイドライン」に基づき、必要性、公平性、有効性、説明責任の 4 原則によるほか、補助対象の明確化、補助交付の上限の見直し、定期的な見直しの実施の 3 つの視点から、補助金の検証、見直しを進めています。

平成 21 年度には、改めて補助金交付要綱について点検・整理を行い、補助対象の明確化などに取り組むとともに、補助金交付要綱を含む要綱を、区のホームページに掲載しました。

平成 26 年度には、補助金に見直し検討状況を広く区民へ公開するため、「補助金見直しの検討状況」を区のホームページに掲載しました。

#### ( 1 ) 補助対象経費等の整理・明確化

補助金の必要性や有効性を確保するため、「補助対象事業や経費が明確になっているか」、「事業実績の確認は適切か」等の視点から、補助金交付要綱の点検・整理を実施し、一部不明瞭だった規定や様式の改正、実績報告書の見直し等を行いました。

また、平成 24 年度には、世田谷区デジタル映像コンテンツ産業誘致集積支援事業検証委員会の報告に係る検討・改革委員会報告書に示された改善策に基づき、全ての補助金交付要綱を確認し、必要な要綱改正を行いました。

#### ( 2 ) 透明性の向上

区の補助事業の一層の透明性向上を図るため、区のホームページで、要綱等を掲載しています。

##### 要綱の閲覧

平成 21 年度より、すべての要綱を区のホームページに掲載しており、適宜更新（年 4 回予定）しています。

##### 補助金見直し検討状況の閲覧

平成 26 年度より、毎年度、補助金見直し検討状況を区のホームページにおいて公表しています。

#### ( 3 ) 点検項目の明確化

平成 27 年度より、ガイドラインに基づく「必要性」と「有効性」の点検・検討を進めるための点検項目を示し、各部においては視点に基づく点検及び評価を行い、要綱の見直し等の必要性の検討に取り組みました。

## 令和2年度の取組み

ガイドラインに基づく必要性・有効性の観点から点検を行うとともに、コロナ禍における地域社会の変化等を捉え、「世田谷区政策方針」に掲げた4つの柱の観点を含め、見直しサイクルに係わらず、すべての補助金（全317件）について検証を行いました。

令和2年度の見直し検討状況については、以下のとおりです。

交付基準等の変更（要綱改正）			51件
	補助対象範囲の見直し	17件	
	制度改正等への対応	20件	
	対象の整理明確化	14件	
廃止			4件
	令和2年度末までに廃止のもの	4件	
新設			21件
	令和2年度末までに新設のもの	15件	
	令和3年度に新設予定のもの	6件	

## 【令和2年度における補助金見直し検討状況】

\* 制度を継続するものは、令和3年度予算に計上しないものも掲載しています。

### ( 1 ) 交付基準等の変更

#### 補助対象範囲の見直し



## (1) 交付基準等の変更 補助対象範囲の見直し

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	令和2年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額 (案)	見直しの内容	改正 (予定)	見直し サイクル
1	高齢者地域活動 団体支援補助	生政*市 民・生涯現 役課	3,000	3,600	高齢者団体等が行う地域貢献活動を一層支援するため、補助額を見直す。	令和3年4月	1年
2	世田谷区環境配 慮型住宅リノ ベーション推進事 業補助金	環政*エネ 施策推進課	20,000	26,000	担当所管を都市整備政策部から環境政策部に 変更するとともに、省エネ・創エネ補助メニューを 充実させる。	令和3年4月	随時
3	事業資金等融資 あっせんに対す る利子補給等	経産*商業 課	347,087	577,839	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う区内中小 企業等への支援として、創業支援融資あっせん 要件の緩和および事業転換多角化資金の利用 者負担利率を引き下げる。	令和3年4月	随時
4	知的財産権取得 支援補助金	経産*産業 連携交流推 進課	1,600	2,400	区内中小企業の新製品・技術開発を一層支援す るため、先行技術調査にかかる経費を補助対象 に加える。	令和3年4月	1年
5	ビジネスマッチン グイベント出展支 援事業補助金	経産*産業 連携交流推 進課	450	1,500	区内中小企業の販売促進を一層支援するため、 補助限度額を引き上げる。	令和3年4月	1年
6	世田谷区プレー カー事業運営費 補助金	子若*児童 課	1,862	1,361	砧プレーパークの開設を見据えた事業規模の見 直しにより、交付限度額を引き下げる。	令和3年4月	3年
7	世田谷区児童養 護施設退所者等 奨学金事業	子若*児童 相談支援課	7,200	12,850	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大 学等に進学した施設退所者等に対し更なる支援 を行うため、補助対象経費を拡充するとともに上 限額を撤廃する。	令和2年10月	1年
8	世田谷区認証保 育所保育料負担 軽減補助金	保育*保育 認定・調整 課	328,170	310,848	認証保育所の利用をより一層促進することで待 機児童0人を継続するため、補助額の変更を行 う。	令和3年4月	随時
9	世田谷区無認可 保育施設保育料 補助金	保育*保育 認定・調整 課	413,436	190,200	無認可保育施設利用者の経済的負担をより一層 軽減することで待機児童0人の継続に寄与するた め、補助額の変更を行う。	令和3年4月	随時
10	世田谷区保育マ マ運営費補助	保育*保育 認定・調整 課	57,204	44,890	補助額の基本料の算定について、新型コロナウ イルス感染拡大の影響等により、実際に必要とな る経費の実態と乖離が生じているため、基本料の 算定方法を見直す。	令和3年4月	随時

## (1) 交付基準等の変更 補助対象範囲の見直し

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	令和2年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額 (案)	見直しの内容	改正 (予定)	見直し サイクル
11	世田谷区介護 サービス事業所 等職員研修費助 成金	高福*高齢 福祉課	2,220	2,300	新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年度に限りオンライン研修体制整備費を助成対象とし、研修機会確保を図る。	令和2年6月	3年
12	世田谷区特別養 護老人ホーム等 職員研修費助成 金	高福*高齢 福祉課	23,800	26,400	新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年度に限りオンライン研修体制整備費を助成対象とし、研修機会確保を図る。	令和2年6月	3年
13	商店等における 共生社会促進助 成事業補助金	障福*障害 施策課	2,500	2,500	先導的共生社会ホストタウンとして、引き続き区民が共生社会について考え、障害理解の促進や障害者の生活環境の整備を図っていくため、補助事業の実施期間を延長する。	令和3年3月	3年
14	世田谷区梅ヶ丘 障害者支援施設 運営費補助金	障福*障害 地域生活課	104,000	127,668	医療的ケア児を受け入れる施設が不足している中、区内全域の医療的ケア児等のニーズに対応する必要があることから、区の拠点施設としての機能を充実させるため、障害児通所事業における利用者送迎にかかる経費を補助対象に加える。	令和3年4月	3年
		障福*障害 保健福祉課	49,000	61,618			
15	世田谷区医療的 ケア児等支援事 業補助金	障福*障害 保健福祉課	5,000	8,500	医療的ケア児等世帯の安心確保と生活の質の向上を図るため、地域で暮らす医療的ケア児等世帯のために災害時の支援体制を構築する取り組みを補助対象に加える。	令和3年4月	3年
16	世田谷区ユニ バーサルデザイ ン生活環境整備 補助金	都政*都市 デザイン課	2,400	2,400	まちなかのベンチ設置を促進し、ユニバーサルデザインによる環境整備を進めるため、ベンチ設置助成についての要綱を改正する。	令和3年3月	随時
17	分譲マンション・ 特定建築物耐震 改修助成	防街*防災 街づくり課	58,600	85,700	耐震改修の資金が不足する分譲マンションの耐震化を促進するため、助成制度の見直しを行う。	令和3年3月	3年

## 制度改革等への対応

## (1) 交付基準等の変更 制度改正等への対応

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	令和2年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額 (案)	見直しの内容	改正 (予定)	見直し サイクル
1	世田谷区おでかけひろば事業運営費補助金	子若*子ども家庭課	259,929	258,457	国の制度改正に連動し、補助額を引き上げる。	令和2年12月	随時
2	世田谷区ほっとステイ事業運営補助金	子若*子ども家庭課	47,703	69,857	国の新たな加算項目の創設を踏まえ、安定的な事業運営を行えるよう、補助額を引き上げる。	令和2年12月	随時
3	世田谷区里親委託交流事業補助金	子若*児童相談支援課	497	1,578	国の制度改正に連動し、里親と委託児童との交流に係る経費の補助単価を引き上げる。	令和2年4月	1年
4	世田谷区単独一時預かり事業運営費補助金	保育*保育課	19,000	20,912	国の新たな加算項目の創設を踏まえ、安定的な事業運営を行えるよう、補助額を引き上げる。	令和2年4月	随時
5	世田谷区一時預かり事業(幼稚園型)補助金	保育*保育課	16,862	20,720	国・都の制度改正に連動し、新たな加算項目(特別な支援を要する児童)を追加する。	令和2年4月	随時
6	世田谷区家庭的保育事業等延長保育事業補助金	保育*保育課	26,761	27,401	国・都の制度改正に連動し、延長時間区分に応じた単価について改正する。	令和2年4月	随時
7	世田谷区賃借物件による保育所の開設前賃借料補助金	保育*保育課	125,034	76,133	都の制度改正に連動し、補助条件を改正する。	令和2年4月	随時
8	世田谷区保育所等業務効率化推進事業補助金	保育*保育課	63,000	24,500	国・都の制度改正に連動し、事故防止推進事業に係る補助上限額を引き下げる。	令和2年4月	随時
		保育*保育認定・調整課	9,000	0			
9	世田谷区認証保育所運営費等補助金	保育*保育認定・調整課	2,192,951	2,014,086	都の制度を活用し1歳児受入の加算を新設する。また、都の制度改正に連動し、補助対象となる契約時間を160時間以上から120時間以上に改正する。	令和2年4月	随時
10	世田谷区認可外保育施設新制度移行支援事業改修費等補助金	保育*保育認定・調整課	890,991	349,362	国・都の制度改正に連動し、移行に向けた整備費に係る補助額を引き上げる。	令和3年2月	随時

## (1) 交付基準等の変更 制度改正等への対応

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	令和2年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額 (案)	見直しの内容	改正 (予定)	見直し サイクル
11	世田谷区認可外 保育施設等認可 化移行支援事業 補助金	保育*保育 認定・調整 課	2,891	0	国・都の制度改正に連動し、移行に向けた調査 等に係る補助額を引き上げる。	令和2年9月	随時
12	世田谷区認可 保育所設置促進・ サービスイス向上支 援事業補助金	保育*保育 整備支援課	3,072,080	1,312,581	国・都の制度改正に連動し、整備工事費等に係 る補助基準額等を引き上げる	令和2年4月	随時
13	世田谷区保育所 整備補助金	保育*保育 整備支援課	1,287,022	1,223,084	国・都の制度改正に連動し、整備工事費等に係 る補助基準額等を引き上げる。	令和2年4月	随時
14	世田谷区幼保連 携型認定こども 園整備事業補助 金	保育*保育 整備支援課	130,571	295,024	国・都の制度改正に連動し、整備工事費等に係 る補助基準額等を引き上げる。	令和2年4月	随時
15	都市型軽費老人 ホーム整備費補 助金	高福*高齢 福祉課	14,000	110,000	東京都の補助要綱改正に連動し、補助基準額を 引き上げる。	令和2年9月	3年
16	世田谷区不燃化 特区建替え助成 金	防衛*防災 街づくり課	353,484	195,028	今年度末の都の制度改正に伴い、内容を踏まえ た上で改正する。	令和3年3月	1年
17	世田谷区不燃化 特区老朽建築物 除却助成金	防衛*防災 街づくり課	532,440	317,628	今年度末の都の制度改正に伴い、内容を踏まえ た上で改正する。	令和3年3月	1年
18	不燃化特区土地 管理用仮設物設 置助成金	防衛*防災 街づくり課	5,879	2,496	今年度末の都の制度改正に伴い、内容を踏まえ た上で改正する。	令和3年3月	1年
19	特定緊急輸送道 路沿道建築物耐 震化促進事業助 成金	防衛*防災 街づくり課	382,500	340,000	国・都の制度改正に連動し、内容を踏まえた上で 改正する。	令和3年3月	1年
20	世田谷区地区防 災不燃化促進事 業助成金	防衛*防災 街づくり課	1,833	846	今年度末の都の制度改正に伴い、内容を踏まえ た上で改正する。	令和3年3月	1年

## 対象の整理・明確化

## (1) 交付基準等の変更 対象の整理明確化

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	令和2年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額 (案)	見直しの内容	改正 (予定)	見直し サイクル
1	世田谷区高齢者 クラブ助成金	生政*市 民・生涯現 役課	34,498	33,326	申請手続きの簡素化を図るため、必要な規定の 整理を行う。	令和3年3月	3年
2	世田谷区国際平 和交流基金助成	生政*国際 課	1,500	1,000	補助対象事業等の整理、明確化を図るため、必 要な規定の整理を行う。	令和3年4月	3年
3	世田谷区定置型 蓄電池システム 購入費補助金	環政*エネ 施策推進課	2,500	2,500	申請手続きの簡素化を図るため、必要な規定の 整理を行う。	令和3年4月	3年
4	世田谷区小型 ポータブル蓄電 池等購入費補助 金	環政*エネ 施策推進課	1,000	1,000	申請手続きの簡素化を図るため、必要な規定の 整理を行う。	令和3年4月	3年
5	世田谷区成年後 見制度利用低所 得者の後見人等 の報酬助成	保政*生活 福祉課	15,204	22,260	現在は、被成年後見人等からの申請(請求)のみ の様式としているが、成年後見人等による代理申 請も可能な様式に変更する。	令和2年10月	3年
6	介護職員初任者 研修受講料助成 金	高福*高齢 福祉課	6,200	6,200	様式変更を行い、申請書類の簡素化を図る。	令和3年4月	3年
7	介護職員等宿舍 借り上げ支援事 業補助金	高福*高齢 福祉課	4,022	5,975	文言整理及び様式変更を行い、対象経費の明確 化、申請書類の簡素化を図る。	令和3年4月	3年
8	登録ヘルパー等 研修受講助成金	高福*高齢 福祉課	165	165	文言整理及び様式変更を行い、対象者の明確 化、申請書類の簡素化を図る。	令和3年4月	3年
9	世田谷区介護福 祉士実務者研修 受講料助成金	高福*高齢 福祉課	11,813	12,150	様式変更を行い、申請書類の簡素化を図る。	令和3年4月	3年
10	世田谷区介護福 祉士資格取得費 用助成金	高福*高齢 福祉課	2,267	1,863	様式変更を行い、申請書類の簡素化を図る。	令和3年4月	3年

## (1) 交付基準等の変更 対象の整理明確化

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	令和2年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額 (案)	見直しの内容	改正 (予定)	見直し サイクル
11	特別養護老人 ホーム介護職員 宿舎借り上げ支 援事業補助金	高福*高齢 福祉課	19,680	23,781	文言の整理を行い、対象経費の明確化を図る。	令和3年4月	3年
12	世田谷区障害児 通所サービス事 業補助	障福*障害 保健福祉課	5,760	3,360	行政財産の使用許可を認めた事業所を補助対 象から除外するため、必要な規定の整備を行う。	令和3年4月	3年
		障福*障害 保健福祉課	1,920	1,920			
13	世田谷区私立幼 稚園等特別支援 教育事業費補助	子若*子ど も育成推進 課	21,940	15,040	世田谷区児童相談所の開設に伴い、要綱上に規 定する施設名称を一部変更する。	令和2年10月	1年
14	世田谷区立学校 PTA連合体補助 金	生涯*生 涯・学校連 携課	3,000	3,000	新型コロナウイルスの影響により事業を縮小して いる状況を踏まえ、補助金に残額が生じる可能 性があるため、概算払いの規定を設ける。	令和3年4月	随時



( 2 ) 廃止

令和 2 年度末までに廃止のもの

## (2) 廃止 令和2年度末までに廃止のもの

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	令和2年度 当初予算額	補助の目的	見直しの内容	廃止 (予定)
1	研究奨励費補助	子若*子ども 育成推進課	150	幼児教育の充実、振興、発展を図る。	区内幼稚園類似施設の廃園に伴い、 補助対象団体が解散したため、補助要 綱を廃止する。	令和2年4月
2	世田谷区特別養 護老人ホーム改 修工事等による 利用者一時移転 に係る施設利用 料金助成	高福*高齢 福祉課	0	区立特別養護老人ホームの大規模改 修を実施するにあたり、他施設への移 転に伴う利用者の居住費等の差額を 補助する。	令和2年度をもって、世田谷区特別養 護老人ホーム改修工事等が終了する ため、令和3年3月31日をもって要綱を 廃止する。	令和3年3月
3	訪問系介護事業 所電動アシスト 自転車購入費用 助成	高福*高齢 福祉課	35,730	職員が高齢化する中、業務負担軽減 による離職防止、及び採用時のアピ ールポイントに繋げることを目的とする。	本事業は、世田谷区地域保健福祉等 推進基金を活用した令和2年度の単年 度事業であるため、本要綱を廃止す る。	令和3年3月
4	世田谷区せたが やの家システム 助成金	都政*住宅 管理課	5,228	区等の補助を受け建設された民間賃 貸住宅(せたがやの家)の入居者の居 住の安定、及びせたがやの家の運営 の安定を図る。	当該補助制度の最後の補助対象住宅 が、令和2年6月でオーナーに返還され 財団による管理を終了したため。	令和3年3月

( 3 ) 新設

令和 2 年度末までに新設のもの

## (3)新設 令和2年度末までに新設のもの

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	令和2年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額 (案)	補助の目的	施行	見直し サイクル
1	世田谷区アーティスト支援事業	生政*文化・芸術振興課	10,000 1	0	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、活動を自粛・縮小せざるを得ないプロのアーティスト等を対象に、発表の場を提供し、文化・芸術活動の継続を支援する。	令和2年8月	1年
2	世田谷区民間文化・芸術施設支援事業	生政*文化・芸術振興課	20,000 1	0	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、活動を自粛又は縮小せざるを得ない民間文化・芸術施設を対象に、映像配信事業の一部を補助することで文化・芸術活動の発展ならびに、区民が文化・芸術に親しむ機会を創出する。	令和2年8月	1年
3	世田谷区業態転換及び新ビジネス創出支援	経産*商業課	10,000 1	30,000	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、新しい生活様式に対応するために事業の業態転換、新たなビジネスの創出等を図る区内の事業者に対して、経費の一部を補助することで経営の持続化及び区内経済の循環を推進する。	令和2年6月	1年
4	世田谷区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金	子若*子ども育成推進課	81,000 1	0	新型コロナウイルス感染症対応に係る経費の一部を補助することにより、感染症の拡大防止を図る。	令和2年4月	随時
5	世田谷区新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応補助金	子若*子ども家庭課	86,866 1	3,072 2	認証保育所等、児童養護施設等、一時預かり事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業の各事業者に対し、感染症対応に係る経費の一部を補助することにより、感染拡大防止を図る。	令和2年4月	随時
		子若*児童相談支援課	9,000 1	0 2			
		保育*保育課	189,049 1	0 2			
6	世田谷区新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校等の臨時休業等によるファミリー・サポート・センター事業補助金	子若*子ども家庭課	304 1	0	学校等の臨時休校等に際して、ファミリー・サポート・センター利用会員が安心して働くことができる環境を維持できるよう、利用者負担を軽減する。	令和2年4月	随時
7	世田谷区新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品購入等補助金(一時預かり事業及び延長保育事業)	保育*保育課	45,667 1	0	認可保育所及び認定こども園で行われる一時預かり事業並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業を行う者が実施する延長保育事業に対し、感染症対応に係る経費の一部を補助することにより、感染拡大防止を図る。	令和2年4月	随時
8	世田谷区新型コロナウイルス感染症により臨時休園等をした保育施設等に対する補助金交付要綱	保育認定・調整課	240,646 1	4,517	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、認可保育園の定期利用保育及び認証保育所の利用者について、登園自粛や施設が臨時休園等をした場合の利用者負担を軽減する。	令和3年1月	随時
9	世田谷区認証化移行支援事業補助金	保育*保育認定・調整課	24,000	0	認証保育所への移行を希望する認可外保育施設の改修費等の一部を補助することにより、認可外保育施設の保育の質を確保するとともに、待機児童解消に向けた受け皿の拡大を図る。	令和2年6月	随時

- 1 補正後等額
- 2 令和2年度からの繰越明許費で対応予定

## (3)新設 令和2年度末までに新設のもの

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	令和2年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額 (案)	補助の目的	施行	見直し サイクル
10	世田谷区認可外 保育施設等認証 化移行助言指導 支援事業費補助 金交付要綱	保育*保育 認定・調整 課	504	0	認証保育所への移行を希望する認可外保育施設の助 言指導費の一部を補助することにより、認可外保育施 設の保育の質を確保するとともに、待機児童解消に向 けた受け皿の拡大を図る。	令和3年2月	随時
11	世田谷区高齢 者・障害者施設 等支援金	保政*保健 福祉政策課	149,200 1	0 2	新型コロナウイルス感染症に起因する緊急事態措置 からの事業回復にあたり、感染拡大防止措置を行う高 齢者・障害者施設を支援することにより、安全なサー ビスが利用できる環境の整備を図る。	令和2年6月	随時
12	世田谷区新型コ ロonavirus感 染症対応医療機 関等支援事業補 助金	保政*保福 推進課	830,619 1	0 2	新型コロナウイルス感染症に対応する区内の医療機 関を支援することにより、区における地域医療の確保 を図る。	令和2年8月	随時
13	世田谷区介護施 設等における簡 易陰圧装置・換 気設備の設置に 係る経費支援事 業補助金	高福*高齢 福祉課	131,200 1	0	介護施設等における新型コロナウイルス感染症の感 染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置・換気設備 の設置に係る経費の一部を補助することにより、介護 施設等の利用者等の安全安心を確保する。	令和2年12月	随時
14	世田谷区介護 サービス事業所 緊急支援事業	高福*高齢 福祉課	166,554 1	0	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言期間におい て、介護サービスの提供を継続した介護サービス事業 者を支援する。	令和2年11月	随時
15	(仮称)介護施設 等におけるICT機 器活用促進事業	高福*高齢 福祉課	51,250 1	0 2	ICT機器等の導入を推進し、働きやすい職場環境を整 備することにより施設介護員の定着を促進し、もって介 護従事者の確保に資することを目的とする。	令和3年3月	随時

1 補正後等額

2 令和2年度からの繰越明許費で対応予定

令和3年度に新設予定のもの

## (3)新設 令和3年度に新設予定のもの

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	令和3年度 当初予算額 (案)	補助の目的	施行 (予定)	見直し サイクル
1	中小企業等ハズオン支援事業	経産*商業課	45,000	新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化に対応するため、販路開拓、新規事業の創出など抜本的な経営改革をしていく事業者に対し必要な経費の一部を補助する。	令和3年4月	1年
2	(仮称)地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援	子若*子ども育成推進課	8,880	国の地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業を活用し、外遊びを中心とした幼児教育・保育活動等の利用者に対して、利用料の一部を助成することにより、幼児の心身の健やかな発達を促す。	令和3年4月	3年
3	(仮称)世田谷区里親研修受講支援事業補助金	子若*児童相談支援課	788	里親研修受講の際に要する交通費を一部補助することにより、研修参加を促進し、養育力向上の推進を図る(令和2年度に国が制度を創設)。	令和3年4月	1年
4	(仮称)区立特別養護老人ホーム等の民営化に伴う運営費補助金	高福*高齢福祉課	339,811	元区立特養は、入所者一人あたりの延べ床面積を広く確保しているなどの施設特性等から、他の区内特養よりも運営に係る経費負担が多いことなどを踏まえ、合理的な範囲で補助する。	令和3年4月	随時
5	(仮称)ひとり親世帯家賃低廉化補助事業協力金	都政*居住支援課	1,000	ひとり親家賃低廉化補助対象住宅を増やすため、家賃低廉化補助を受けることが決定した賃貸人に協力金を交付する。	令和3年4月	随時
6	(仮称)ひとり親世帯家賃低廉化補助対象住宅転居費用補助金	都政*居住支援課	500	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響で収入が下がったひとり親世帯への支援として、家賃低廉化補助事業対象住宅に転居する際の初期費用の負担を軽減させるため。	令和3年4月	随時

## 補助金の見直し等に係るガイドライン

### 1 補助金見直しの目的

地方分権が進められる中、各自治体においては、その独自性を発揮し、住民ニーズへの的確な対応が求められている。さらに当区においては、新しい公共のあり方として、民間活力の活用に止まらず、「区民との協働」を、他の自治体に先駆けて、取り組んでいる。その意味では、補助金等による活動を支援する機能が、非常に重要な位置を占めてきている。

一方、平成16年度の補助金の交付予定額は120億円を上回り、当区の一般会計に占める割合は5%を超え、財政運営における負担が重い状況にある。補助金の有用性は十分認識できるところであるが、社会環境の変化に合わせ、効果性や効率性の観点に立って、補助対象や補助額等を見直しを進める必要がある。

また、世田谷区政策評価委員会において、昨年10月に中間報告、さらに本年2月には、「世田谷区政策評価委員会全事業点検報告書」が提出され、補助金についても改善の必要性を指摘されているところである。

補助金は交付件数が非常に多く、内容も多岐にわたっているが、新たな区民ニーズへの対応を的確に進める意味からも、全庁を挙げて、補助金の見直しを継続的に行っていく必要がある。併せて、補助金交付の決定手続き等について、区民からわかりにくいとの指摘もあり、本ガイドラインにより、透明性の確保に資するよう努めることとする。

### 2 補助金見直しに当たっての基準

#### (1) 補助金の目的

補助金について、地方自治法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付または補助をすることができる。」と規定している。公益上必要であるかの認定は全くの自由裁量ではなく、客観的にも公益上必要があると認められなければならない。そのため、補助を行う場合、常にその必要性、有効性等の検証が必要となる。



## ( 2 ) 補助金の交付原則 ( 通則 )

補助金は、地方自治の充実のために必要と認められるものについて、慎重かつ計画的に交付されるべきである。そこで、一般原則として、必要性、公平性、有効性、説明責任という四原則を設定する。

### 必要性

補助金の交付に当たっては、区政にとって必要と認められ、かつ、広く区民に対して納得の得られることが必要である。そのためには、その活動内容が公にされているとともに、区からの補助金交付が、補助金を受領する事業者 ( 以下、「補助事業者等」という ) の事業において、自立・継続を支援するために必要不可欠であることを要する。

### 公平性

補助金の交付は、必要性に止まらず、公平性の観点が必要でない。したがって、「予算の範囲内」で補助金を交付することは言うまでもないが、同種同様の内容で補助金の交付申請が行われた場合には、極力、対応できる仕組みが求められる。

### 有効性

補助金の交付に伴って、区民サービスの向上につながるかどうか等、その有効性があらかじめ見込まれることが必要である。

なお、当然のことながら、補助金を交付したことについて、その交付目的が達成されたかどうかの検証が併せて不可欠となる。

### 説明責任

補助金交付に当たっては、上記の必要性でも触れたように、その受領した補助金の使途について、原則として広く区民に公開されていることを要する。

## ( 3 ) 補助金の見直しに当たっての具体的な視点

上記 ( 2 ) における基本原則 ( 通則 ) に併せて、以下に示す視点に則して、現在交付している補助金の見直しを行い、また、新たに交付する補助金に関する規則、要綱等の規定を検討する。

視点	具体的な内容、手続き等
補助対象の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の見直しを行い、本来、区が行うべき事業については、区の委託事業として整理するなど、自主事業と区委託事業を明確に区分する。</li> </ul>
補助交付の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助交付額については、対象事業費に占める割合を明確にする。</li> <li>自立支援的な補助金の場合には、予め次年度以降の交付上限を定める。 (例: 1年目 50%、2年目 25%、3年目 12.5%)</li> <li>外郭団体については、原則として、管理経費への補助の上限を2分の1とし、遞減を図る。</li> </ul>
定期的な見直しの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>最長3年を限度として効果等に関する見直しを行う。ただし、更新は妨げない。</li> </ul>

#### 交付基準あるいは交付手続の明確化

交付申請及び審査決定の手続については、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月15日制定規則第38号）第5条を遵守すること。

### 3 対象

歳出予算科目の節として規定されている「負担金補助及び交付金」のうち、経費区分が「補助金」であるもの。

### 4 規程の整備

#### (1) 要綱の整備

「世田谷区補助金交付規則」は、補助金に係る予算の執行に関する共通的基本的事項を規定し、「世田谷区補助金交付規則の施行についての依命通達」(昭和57年6月25日世総発第202号)の第4の1で、「補助金ごとに補助金交付要綱を制定し、個別的具体的事項を規定しなければならない。」としている。しかしながら、「補助金の中には、補助対象となる事業（以下、「補助事業等」という）の内容、補助事業等の変更の承認などについて明確に規定されていないものが見受けられた（平成15年度財政援助団体等監査（前期）報告書）」との指摘を受けている。

所管課においては、「世田谷区補助金交付規則」並びに「世田谷区補助金交付規則の施行について（依命通達）」に基づいて確認し、補助金に関する要綱等の規定が不備なものについては、早急に規定を整備すること。

なお、交付要綱には、以下の事項を定めることとする。

補助の目的

補助事業者（個人、団体）

補助事業等

申請、受付、清算に関する手続き（変更の承認を含む）

不正に受領した補助金の返還

## （２）条例等との関係

補助金の交付について条例に明文の規定があるときは、その規定はこのガイドラインに優先する。また、世田谷区補助金交付規則及び「個別補助金を交付することを定めた規則」があるときは、その規定は、このガイドラインに優先する。